

## 「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン（実施基準）」 に基づく研究機関に対する平成 28 年度履行状況調査の結果について （案）

### 1. 調査の目的等

- 厚生労働科学研究費補助金の管理・監査等については、「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン」（平成 26 年 3 月 31 日付科発 0331 第 3 号厚生労働省大臣官房厚生科学課長決定。以下「ガイドライン」という。）により、研究機関及び配分機関が講じるべき事項を定め、遵守を求めている。
- ガイドライン第 7 節において、厚生労働省が履行状況調査を実施し、研究機関におけるガイドラインに基づく体制整備・運用の状況について把握することが求められていることから、第 98 回科学技術部会（平成 28 年 12 月 9 日）において平成 28 年度履行状況調査の実施方針等を定めたところ。
- 今般、同調査結果について報告を行うとともに、調査の結果、体制整備・運用に未履行があると判断された研究機関に対しては、所要の改善を促すため、管理条件の付与等の措置を講じ、管理条件が付与されている機関についてはその履行状況を把握し、所要の措置を講ずる。

### 2. 調査対象

実施方針<sup>\*</sup>に基づき選定された 13 機関（別紙 1）。なお、対象機関の選定に当たっては、事前に文部科学省等と調整し、対象機関が重複しないよう配慮した。

※平成 28 年度厚生労働科学研究費補助金の配分を受けた研究機関のうち、1 又は 2 に該当する研究機関。

1. 平成 27 年度の配分実績に基づく、配分金額の上位 5 機関（ただし、平成 27 年度調査対象機関を除く）
2. 厚生労働省が所管する施設等機関及び国立研究開発法人 4 機関（ただし、平成 27 年度調査対象機関を除く）
3. 平成 27 年度履行状況調査の結果、フォローアップ調査の対象となった 4 機関（履行期限は平成 29 年 2 月 28 日）

（注）2 の厚生労働省が所管する施設等機関等については、3 年間で 1 周期として、厚生労働省が所管する全ての施設等機関等の調査を実施する予定。

### 3. 調査内容

#### (1) 通常調査

- ガイドラインに基づき、研究機関が遵守すべき項目について、調査対象機関の実施状況（平成 29 年 2 月 28 日現在）を調査した。また、併せて、調査対象機関以外の研究機関における体制整備に資するため、対象機関における「不正防止のための実効性ある取組事例」の収集も行った。

##### ○調査事項（例）※

- ①最高管理責任者の役割、責任の所在・範囲と権限を定めた内部規程等を整備し、最高管理責任者に当たる者の職名を機関内外に周知・公表しているか
- ②競争的資金等の運営・管理に関わる全ての構成員を対象に、コンプライアンス教育を実施しているか
- ③不正を発生させる要因に対応する具体的な不正防止計画を策定しているか
- ④発注・検収業務については、原則として、事務部門が実施しているか
- ⑤競争的資金等の不正への取組に関する機関の方針等を外部に公表しているか
- ⑥内部監査部門は、不正が発生するリスクに対して、重点的にサンプルを抽出し、抜き打ちなどを含めたリスクアプローチ監査を実施しているか

※調査の観点は、体制整備等自己評価チェックリストのチェック項目に対応。

- ガイドラインに基づく体制整備・運用状況について、各機関が提出する調査報告書等に基づき、「書面調査」を実施した。
- また、「書面調査」の結果、未履行事項が多く確認された 1 機関については「現地調査」を実施した。

#### (2) フォローアップ調査

- 機関に付与した管理条件（改善事項）の履行期限内（平成 29 年 2 月 28 日現在）における履行状況について把握した。
- 機関が提出する調査報告書等に基づき、「書面調査」を実施した。

### 3. 調査経過

- 平成 28 年 12 月 9 日 科学技術部会 実施方針の審議・決定  
調査対象機関が調査報告書等を提出（書面調査）
- 平成 29 年 4 月 26 日 現地調査の実施
- 平成 29 年 5 月 26 日 科学技術部会 調査結果の報告・対応方針の決定

## 4. 調査結果

### (1) 通常調査

- 書面調査の結果、調査対象となった9機関のうち、3機関<sup>※1</sup>においては、ガイドラインを踏まえた公的研究費の管理・監査体制が整備され、所要の対策が着実に履行されていた。

※1 東京医科大学、独立行政法人国立病院機構名古屋医療センター、国立研究開発法人国立循環器病研究センター

- 一方で、6機関<sup>※2</sup>においては、ガイドライン要請事項のうち、①競争的資金等の運営/管理に関わるすべての構成員に対する誓約書の徴収②不正に係る調査の体制・手続等の規程の整備③不正な取引に関与した業者に対する処分方針の策定及び周知等において、未履行である事項が見られた。

※2 岩手医科大学、独立行政法人国立病院機構鈴鹿病院、公益財団法人エイズ予防財団、国立保健医療科学院、国立医薬品食品衛生研究所、国立研究開発法人国立国際医療研究センター

- この結果を踏まえ、未履行事項を有する6機関に対しては、平成28年度中に調査結果案を提示し、原則平成29年度内の体制整備を求めた。

また、未履行事項が多く確認された独立行政法人国立病院機構鈴鹿病院については、現地調査を実施し、公的研究費の管理・監査体制の整備について着実に実施するよう指導を行った。

- また、本調査により収集した「不正防止のための実効性ある取組事例」に関しては、①未受講者は公的研究費の申請を認めないなどコンプライアンス教育の徹底②分かりやすいハンドブックを作成するなどルール明確化・統一化③予算執行状況の把握・検証を機関内システムを通じて行う取組④研究者が保管する納品書と納入業者から取り寄せる帳簿等との突合を行うなどの方法で行うリスクアプローチ監査実施など、研究機関の規模や特性（大学、施設等機関）に応じ実効性のある取組が見られた。

- 各研究機関の調査結果については、別紙2のとおり。

### (2) フォローアップ調査

- 書面でのフォローアップ調査の結果、4機関<sup>※3</sup>ともに付された管理条件の履行に適切に取組み、改善事項について履行期限内に着実に履行されたことを把握した。

※3 国立障害者リハビリテーションセンター、国立社会保障・人口問題研究所、国立感染症研究所、国立研究開発法人医薬基盤・健康・栄養研究所

- 各研究機関の調査結果については、別紙3のとおり。

## 5. 今後の取組

### (1) 通常調査

- 未履行事項を有する6機関については、ガイドラインに基づき、これらの事項を改善事項とし、その履行期限を1年（平成30年5月25日）とする管理条件を付与するとともに、原則平成29年度内の体制整備を求める。
- 厚生労働省においては、当該履行計画の進捗状況を継続的にフォローしていくとともに、平成29年度にも履行状況調査を実施し、当該機関をフォローアップ調査の対象機関とすることで、管理条件の履行状況について最終的な確認を行う。
- 平成29年度履行状況調査においては、フォローアップ調査とともに、残りの厚生労働省が所管する国立研究開発法人に対する調査を実施し、公的研究費の管理・監査体制の一層の整備に向けた取組状況について継続的な確認を行う。

### (2) フォローアップ調査

- 調査対象となった4機関ともに、平成27年度履行状況調査結果において付された管理条件（改善事項）について履行期限内に着実に履行されていると判断し、付与した管理条件を解除し、フォローアップ調査を終了する。
- 今後も、引き続き、公的研究費の管理・監査体制について一層の整備を進めるとともに、その運用実態・効果等を点検・評価し、所要の見直しを行いつつ、更なる改善を図っていくことが求められる。

## 平成 28 年度履行状況調査対象機関一覧

| No.                             | 機関名                   |
|---------------------------------|-----------------------|
| ○私立大学                           |                       |
| 1                               | 東京医科大学                |
| 2                               | 岩手医科大学                |
| ○独立行政法人                         |                       |
| 3                               | 独立行政法人国立病院機構名古屋医療センター |
| 4                               | 独立行政法人国立病院機構鈴鹿病院      |
| ○公益法人等                          |                       |
| 5                               | 公益財団法人エイズ予防財団         |
| ○厚生労働省が所管する施設等機関及び国立研究開発法人      |                       |
| 6                               | 国立保健医療科学院             |
| 7                               | 国立医薬品食品衛生研究所          |
| 8                               | 国立研究開発法人国立循環器病研究センター  |
| 9                               | 国立研究開発法人国立国際医療研究センター  |
| ○平成 27 年度履行状況調査に係るフォローアップ調査対象機関 |                       |
| 10                              | 国立障害者リハビリテーションセンター    |
| 11                              | 国立社会保障・人口問題研究所        |
| 12                              | 国立感染症研究所              |
| 13                              | 国立研究開発法人医薬基盤・健康・栄養研究所 |

## 平成28年度履行状況調査結果一覧

| 機関名    | 総合所見   | 主な取組事例   | 機関に付与する管理条件（改善事項） |
|--------|--|--|-------------------|
| 東京医科大学 | <p>ガイドラインを踏まえた公的研究費の管理・監査体制の整備が進展し、コンプライアンス教育の実施、予算執行状況の検証及び物品・役務の発注業務など所要の対策が着実に実施されている。</p> <p>本調査結果において、体制整備・運用に係る改善事項が特にないことから、管理条件の付与を行わず、フォローアップ調査の対象機関としないこととする。</p> <p>今後も引き続き、公的研究費の管理・監査体制について一層の整備を進めるとともに、その運用実態・効果等を点検・評価し、所要の見直しを行いつつ、更なる改善を図っていくことが求められる。</p> | <p>第2節 適正な運営・管理の基盤となる環境の整備<br/>（1）ルールの明確化・統一化</p> <p>○ 研究支援部研究支援課は、公的研究費の事務処理手続きに関する必要な規則として「公的研究費ハンドブック」において研究費執行の責任と権限や物品購入や旅費など費目別のフロー図を作成・HPにて公表し、教職員等に周知している。</p> <p>○ 研究者等から相談を受け、研究費使用ルールが実態と乖離している場にはルールを見直し、「公的研究費ハンドブック」に反映している。</p> <p>第4節 研究費の適正な運営・管理活動<br/>【予算執行状況の把握について】</p> <p>○ 研究者は、物品調達は「物品等請求伝票」に、旅費は「出張命令伺書」に、謝金は「謝金申請書」に支出財源を記入して特定している。また、研究者は研究課題別に研究費執行状況についてコンピュータ・システムでリアルタイムに確認・把握できる体制としている。</p> <p>【予算執行状況の検証について】</p> <p>○ 研究支援課は、研究費の交付額、執行額、残高等をコンピュータ・システムで管理しており、研究者や秘書等はリアルタイムに執行状況が把握できる体制となっている。また、年度末など執行に著しい遅れがある場合には研究者へ確認し、研究遂行できるよう指導している。</p> <p>【非常勤雇用者の勤務状況確認等の雇用管理について】</p> <p>○ 人事課は、採用時に本人と面談し勤務条件や各種手続きについて説明している。勤務状況は本人へ個人カードを渡し、出退勤管理システムにより日々の出退勤状況を把握しており、休暇等の取得時には本人より届出を提出させ、これを管理している。また、人事課は月末月初に「日次業務報告書」の提出を求め、勤務内容を確認するとともに、出退勤情報と照合し、確認を行っている。</p> | 特になし。             |

| 機関名    | 総合所見  | 主な取組事例  | 機関に付与する管理条件（改善事項）   |
|--------|---|---|---|
| 岩手医科大学 | <p>ガイドラインにおいて機関に実施を要請する事項のうち、不正に係る調査の体制・手続等の規程等に定めている事項の一部について、いまだ実施に至っていない。</p> <p>このことから、当該事項を改善事項とし、その履行期限を平成30年5月25日とする管理条件を付与することとし、原則平成29年度内の体制整備を求める。また、平成29年度調査におけるフォローアップ調査の対象機関として、管理条件の履行状況について、モニタリングすることとする。</p> | <p>第2節 適正な運営・管理の基盤となる環境の整備<br/>（1）ルールの明確化・統一化</p> <p>○ 公的研究費の取扱いに関する説明会を春季・秋季に分けて開催し、構成員にコンプライアンス教育を行っているが、受講者に対し公的研究費理解度アンケートを実施し運用と実態が乖離していないか点検を行っている。また、説明会での質問を受け付け問い合わせや要望に応じて公的研究費取扱マニュアルの見直しを行っている。</p> <p>第3節 不正を発生させる要因の把握と不正防止計画の策定・実施<br/>（1）不正を発生させる要因の把握と不正防止計画の策定</p> <p>○ 公的研究費取扱説明会（コンプライアンス教育）時に構成員に公的研究費理解度アンケートを行い、集計結果を受け、定期的に執行ルールの見直しを行っている。</p> <p>第4節 研究費の適正な運営・管理活動<br/>【予算執行状況の把握について】</p> <p>○ 研究者が起票することとなる物品請求伝票に支出財源と研究者名が明記されており、研究費の執行のモニタリングを行う研究助成課がその点検を行うことで発注段階において支出財源を特定できる。予算執行状況については、研究助成課が研究費の執行状況を毎月把握し、コンプライアンス推進責任者及び会議での報告・研究者への通知により周知を図っている。なお、研究者は、発注段階で支出財源を特定し、定期的に執行状況の把握（支出帳簿等の個人台帳の作成）をしている。</p> <p>【予算執行状況の検証等について】</p> <p>○ 毎年10月より研究費関係報告書（使用状況通知）を最高管理責任者まで報告し予算執行をモニタリングしている。当初計画より著しく執行が遅れていると思われる研究課題については代表者へ今後の使用予定について個別にヒアリングしている。</p> <p>第6節 モニタリングの在り方<br/>【内部監査の実施について】<br/>【リスクアプローチ監査について】</p> <p>○ 毎年監査計画を立案し、その監査計画に沿って監査を実施。各研究費の種目毎に20%程度の課題を抽出し（厚生労働科研費は全件）、監査対象とする。主に、物品費、人件費、旅費等の支出が突出しているものについて書面の確認をする。更に、抽出された対象課題から特別監査対象とし、研究者及びその取引のある業者へのヒアリングを実施している。（平成28</p> | <p>第2節 適正な運営・管理の基盤となる環境の整備<br/>（4）告発等の取扱い、調査及び懲戒に関する規程の整備及び運用の透明化<br/>【不正に係る調査の体制・手続等の規程等に定めている事項について】<br/>（オ）配分機関への報告及び調査への協力等</p> <p>○ 「機関は、調査の実施に際し、調査方針、調査対象及び方法等について配分機関に報告、協議しなければならない」ことを規程等に定めること。</p> <p>○ 「調査の過程であっても、不正の事実が一部でも確認された場合には、速やかに認定し、配分機関に報告する」ことを規程等に定めること。</p> <p>○ 「配分機関の求めに応じ、調査の終了前であっても、調査の進捗状況報告及び調査の中間報告を当該配分機関に提出する」ことを規程等に定めること。</p> <p>○ 「調査に支障がある等、正当な事由がある場合を除き、当該事案に係る資料の提出又は閲覧、現地調査に応じる」ことを規程等に定めること。</p> |

| 機関名 | 総合所見 | 主な取組事例   | 機関に付与する管理条件（改善事項） |
|-----|------|--|-------------------|
|     |      | 年度は厚生労働省科研費の特別監査の対象は無し)<br>上記の内容に加え、件数が多い場合は無作為抽出による監査も実施している。(平成 28 年度は厚生労働省科研費の特別監査の対象は無し) |                   |

| 機関名                   | 総合所見   | 主な取組事例  | 機関に付与する管理条件（改善事項） |
|-----------------------|--|---|-------------------|
| 独立行政法人国立病院機構名古屋医療センター | <p>ガイドラインを踏まえた公的研究費の管理・監査体制の整備が進展し、コンプライアンス教育の実施、予算執行状況の検証及び物品・役務の発注業務など所要の対策が着実に実施されている。</p> <p>本調査結果において、体制整備・運用に係る改善事項が特になくことから、管理条件の付与を行わず、フォローアップ調査の対象機関としないこととする。</p> <p>今後も引き続き、公的研究費の管理・監査体制について一層の整備を進めるとともに、その運用実態・効果等を点検・評価し、所要の見直しを行いつつ、更なる改善を図っていくことが求められる。</p> | <p>第2節 適正な運営・管理の基盤となる環境の整備<br/>（3）関係者の意識向上<br/>【コンプライアンス教育の実施について】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 以下の措置を講じている。</li> <li>・全ての研究者及び研究補助者ならびに研究活動に関わる事務職員に対し、CITI Japan の eラーニング受講による教育を実施している。</li> <li>・随時 eラーニングの受講できる体制を整備。四半期に1回、採用・異動等に基づき受講者の登録を行っている。</li> <li>・職種等毎に CITI Japan 教育研究プログラムの各コースを選択し受講している。</li> <li>・未受講者には適宜受講を呼びかけることにしている。未実施の場合には、受講対象者から外し、公的研究費等の申請を認めていない。</li> </ul> <p>第4節 研究費の適正な運営・管理活動<br/>【予算執行状況の検証について】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 以下の措置を講じている。</li> <li>・各研究費毎に予算差引簿を作成し、残額を確認している。</li> <li>・繰越制度の活用など柔軟な対応が可能な場合もあるため、各研究費の制度を研究者へ説明する。</li> </ul> <p>【物品・役務の発注業務について】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 研究費経理担当者は研究費毎に収支簿を作成・確認しており、調達額が急に増えた業者があれば理由を調査し、不正等でないか検証している。</li> </ul> <p>【物品・役務の検収業務について】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 以下の措置を講じている。</li> <li>・事務部門及び研究部門でのダブルチェック体制としており、事務部門では主に品目・数量をチェックし、研究部門では必要に応じて品質のチェックも行う。</li> <li>・やむを得ず事務部門職員が検収に立会できない場合、研究部門の事務職員が品目・数量をチェックし、研究者等が必要に応じて品質のチェックも行うが、追って、事務部門担当者による発注書・納品書の突合を行うことでダブルチェック体制としている。</li> </ul> | <p>特になし。</p>      |

| 機関名              | 総合所見   | 主な取組事例       | 機関に付与する管理条件（改善事項）   |
|------------------|--|--------------|---|
| 独立行政法人国立病院機構鈴鹿病院 | <p>ガイドラインにおいて機関に実施を要請する事項のうち、機関内の責任体系の明確化、適正な運営・管理の基盤となる環境の整備、不正を発生させる要因の把握と不正防止計画の策定・実施、研究費の適正な運営・管理活動情報発信・共有化の推進及びモニタリングの在り方で求められる各事項について、いまだ実施に至っていない。</p> <p>このことから、当該事項を改善事項とし、その履行期限を平成30年5月25日とする管理条件を付与することとし、原則平成29年度内の体制整備を求める。また、平成29年度調査におけるフォローアップ調査の対象機関として、管理条件の履行状況について、モニタリングすることとする。</p> | <p>特になし。</p> | <p>第1節 機関内の責任体系の明確化</p> <p>【最高管理責任者について】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 最高管理責任者（機関全体を統括し、競争的資金等の運営・管理について最終責任を負う者）の役割、責任の所在・範囲と権限を定めた内部規程等を整備し、最高管理責任者に当たる者の職名を機関内外に周知・公表すること。</li> <li>○ 最高管理責任者は不正防止対策の基本方針を策定すること。</li> </ul> <p>【統括管理責任者について】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 統括管理責任者（最高管理責任者を補佐し、競争的資金等の運営・管理について機関全体を統括する実質的な責任と権限を持つ者）の役割、責任の所在・範囲と権限を定めた内部規程等を整備し、統括管理責任者に当たる者の職名を機関内外に周知・公表すること。</li> <li>○ 統括管理責任者は、基本方針に基づき、不正防止計画をはじめとする機関全体の具体的な対策を策定・実施し、実施状況を確認するとともに、実施状況を最高管理責任者に報告すること。</li> </ul> <p>【コンプライアンス推進責任者について】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ コンプライアンス推進責任者（機関内の各部局等における競争的資金等の運営・管理について実質的な責任と権限を持つ者）の役割、責任の所在・範囲と権限を定めた内部規程等を整備し、コンプライアンス推進責任者に当たる者の職名を機関内外に周知・公表すること。</li> <li>○ コンプライアンス推進責任者は、自己の管理監督又は指導する部局等において、構成員が、適切に競争的資金等の管理・執行を行っているか等をモニタリングし、必要に応じて改善を指導すること。</li> </ul> <p>第2節 適正な運営・管理の基盤となる環境の整備</p> <p>（1）ルールの明確化・統一化</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 競争的資金等の運営・管理に関わる全ての構成員にとって分かりやすいように、ルールを明確に定めること。</li> <li>○ ルールと運用の実態が乖離していないか、適切なチェック体制が保持できるか等の観点から点検し、必要に応じて見直しを行うこと。</li> <li>○ 機関として、ルールの統一を図ること。</li> </ul> <p>【ルールの周知について】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ ルールの全体像を体系化し、競争的資金等の運営・管理に関わる全ての構成員に分かりやすい形で周知すること。</li> </ul> |

| 機関名 | 総合所見 | 主な取組事例 | 機関に付与する管理条件（改善事項）   |
|-----|------|--------|---|
|     |      |        | <p>(2) 職務権限の明確化</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 競争的資金等の事務処理に関する構成員の権限と責任について、機関内で合意を形成し、明確に定めて理解を共有すること。</li> <li>○ 業務の分担の実態と職務分掌規程の間に乖離が生じないよう適切な職務分掌を定めること。</li> <li>○ 各段階の関係者の職務権限を明確化すること。</li> <li>○ 職務権限に応じた明確な決裁手続を定めること。</li> </ul> <p>(3) 関係者の意識向上</p> <p>【コンプライアンス教育の実施について】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 競争的資金等の運営・管理に関わる全ての構成員を対象に、コンプライアンス教育を実施すること。</li> </ul> <p>【コンプライアンス教育の受講管理及び理解度把握について】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ コンプライアンス教育の受講者の受講状況及び理解度について把握すること。</li> </ul> <p>【競争的資金等の運営・管理に関わる全ての構成員に提出を求める誓約書等について】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 競争的資金等の運営・管理に関わる全ての構成員に対し、誓約書等の提出を求めること。</li> <li>○ 競争的資金等の運営・管理に関わる全ての構成員に提出を求める誓約書等に、以下の(ア)から(ウ)までの各事項を盛り込むこと。 <ul style="list-style-type: none"> <li>(ア) 機関の規則等を遵守すること</li> <li>(イ) 不正を行わないこと</li> <li>(ウ) 規則等に違反して、不正を行った場合は、機関や配分機関の処分及び法的な責任を負担すること"</li> </ul> </li> </ul> <p>【行動規範の策定について】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 競争的資金等の運営・管理に関わる全ての構成員に対する行動規範を策定すること。</li> </ul> <p>(4) 告発等の取扱い、調査及び懲戒に関する規程の整備及び運用の透明化</p> <p>【告発窓口等について】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 機関内外からの告発等（機関内外からの不正の疑いの指摘、本人からの申出など）を受け付ける窓口を設置すること。</li> </ul> |

| 機関名 | 総合所見 | 主な取組事例 | 機関に付与する管理条件（改善事項）  |
|-----|------|--------|--|
|     |      |        | <p>○ 不正の告発等の制度について、機関の構成員に対して、コンプライアンス教育等で具体的な利用方法を周知徹底すること。</p> <p>○ 業者等の外部者に対して、相談窓口及び告発等の窓口の仕組み（連絡先、方法、告発者の保護を含む手続等）について、ホームページ等で積極的に公表し、周知を図ること。</p> <p><b>【不正に係る調査の体制・手続等の規程等について】</b></p> <p>○ 不正に係る調査の体制・手続等を明確に示した規程等を定めること。</p> <p><b>【不正に係る調査の体制・手続等の規程等に定めている事項について】</b></p> <p>（ア）告発等の取扱い</p> <p>○ 「告発等（報道や会計検査院等の外部機関からの指摘を含む）を受け付けた場合は、告発等の受付から30日以内に、告発等の内容の合理性を確認し調査の要否を判断するとともに、当該調査の要否を配分機関に報告する」ことを規程等に定めること。</p> <p>（イ）調査委員会の設置及び調査</p> <p>○ 「調査が必要と判断された場合は、調査委員会を設置し、調査（不正の有無及び不正の内容、関与した者及びその関与の程度、不正使用の相当額等についての調査）を実施する」ことを規程等に定めること。</p> <p>○ 「不正に係る調査体制については、公正かつ透明性の確保の観点から、当該機関に属さない第三者（弁護士、公認会計士等）を含む調査委員会を設置する」ことを規程等に定めること。</p> <p>○ 「第三者の調査委員は、機関及び告発者、被告発者と直接の利害関係を有しない者でなければならない」ことを規程等に定めること。</p> <p>（ウ）調査中における一時的執行停止</p> <p>○ 「被告発者が所属する研究機関は、必要に応じて、被告発者等の調査対象となっている者に対し、調査対象制度の研究費の使用停止を命ずる」ことを規程等に定めること</p> <p>（エ）認定</p> <p>○ 「調査委員会は、不正の有無及び不正の内容、関与した者及びその関与の程度、不正使用の相当額等について認定する」ことを規程等に定めること。</p> |

| 機関名 | 総合所見 | 主な取組事例 | 機関に付与する管理条件（改善事項）  |
|-----|------|--------|--|
|     |      |        | <p>(オ) 配分機関への報告及び調査への協力等</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 「機関は、調査の実施に際し、調査方針、調査対象及び方法等について配分機関に報告、協議しなければならない」ことを規程等に定めること。</li> <li>○ 「告発等の受付から210日以内に、調査結果、不正発生要因、不正に関与した者が関わる他の競争的資金等における管理・監査体制の状況、再発防止計画等を含む最終報告書を配分機関に提出する。期限までに調査が完了しない場合であっても、調査の中間報告を配分機関に提出する」ことを規程等に定めること。</li> <li>○ 「調査の過程であっても、不正の事実が一部でも確認された場合には、速やかに認定し、配分機関に報告する」ことを規程等に定めること。</li> <li>○ 「配分機関の求めに応じ、調査の終了前であっても、調査の進捗状況報告及び調査の中間報告を当該配分機関に提出する」ことを規程等に定めること。</li> <li>○ 「調査に支障がある等、正当な事由がある場合を除き、当該事案に係る資料の提出又は閲覧、現地調査に応じる」ことを規程等に定めること。</li> </ul> <p>第3節 不正を発生させる要因の把握と不正防止計画の策定・実施</p> <p>(1) 不正を発生させる要因の把握と不正防止計画の策定</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 不正を発生させる要因がどこにどのような形であるのか、機関全体の状況を体系的に整理し評価すること。</li> <li>○ 不正を発生させる要因に対応する具体的な不正防止計画を策定すること。</li> </ul> <p>○ 不正防止計画は、優先的に取り組むべき事項を中心に、明確なものとするとともに、モニタリングの結果やリスクが顕在化したケースの状況等を活用し、定期的に見直しを行うこと。</p> <p>(2) 不正防止計画の実施</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 防止計画推進部署を設置する（既存の部署を充てている、又は既存の部署の職員が兼務している場合も可）こと。</li> <li>○ 防止計画推進部署は、不正防止計画をはじめとする機関全体の具体的な対策を策定・実施し、実施状況を確認すること。</li> </ul> <p>第4節 研究費の適正な運営・管理活動</p> <p>【予算執行状況の把握について】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 発注段階で支出財源の特定を行い、予算執行の状況を遅滞なく把握すること。</li> </ul> |

| 機関名 | 総合所見 | 主な取組事例 | 機関に付与する管理条件（改善事項）   |
|-----|------|--------|---|
|     |      |        | <p><b>【予算執行状況の検証等について】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 予算執行が当初計画に比較して著しく遅れている場合は、研究計画の遂行に問題がないか確認し、問題があれば改善策を講じること。</li> <li>○ 正当な理由により、研究費の執行が当初計画より遅れる場合等においては、繰越制度等を積極的に活用すること。</li> <li>○ 研究費を年度内に使い切れずに返還しても、その後の採択等に悪影響はないことを周知徹底すること。</li> </ul> <p><b>【業者に提出を求める誓約書等について】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 業者に対し、一定の取引実績（回数、金額等）や機関におけるリスク要因・実効性等を考慮した上で誓約書等の提出を求めること。</li> </ul> <p><b>【業者に提出を求める誓約書等の内容について】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 業者に提出を求める誓約書等に、以下の（ア）から（エ）までの各事項を盛り込むこと。 <ul style="list-style-type: none"> <li>（ア）機関の規則等を遵守し、不正に関与しないこと</li> <li>（イ）内部監査、その他調査等において、取引帳簿の閲覧・提出等の要請に協力すること</li> <li>（ウ）不正が認められた場合は、取引停止を含むいかなる処分を講じられても異議がないこと</li> <li>（エ）構成員から不正な行為の依頼等があった場合には通報すること</li> </ul> </li> </ul> <p><b>【特殊な役務に関する検収について】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 特殊な役務（データベース・プログラム・デジタルコンテンツ開発・作成、機器の保守・点検など）に関する検収について、実効性のある明確なルールを定めた上で運用すること。</li> <li>○ 有形の成果物がある場合、成果物及び完了報告書等の履行が確認できる書類により、検収を行うとともに、必要に応じ、抽出による事後チェックなどを含め、これに係る仕様書、作業工程などの詳細をこれらの知識を有する発注者以外の者がチェックすること。</li> </ul> <p><b>【非常勤雇用の勤務状況確認等の雇用管理について】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 非常勤雇用の勤務状況確認等の雇用管理については、原則として事務部門が実施すること。</li> <li>○ 非常勤雇用の勤務状況確認等の雇用管理については、研究室任せにならないよう、事務部門が採用時や定期的に、面談や勤務条件の説明、出勤簿・勤務内容の確認等を行うこと。</li> </ul> |

| 機関名 | 総合所見 | 主な取組事例 | 機関に付与する管理条件（改善事項）   |
|-----|------|--------|---|
|     |      |        | <p><b>【研究者の出張計画の実行状況等について】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 研究者の出張計画の実行状況等を事務部門で把握・確認できる体制とすること。</li> <li>○ 研究者の出張計画の実行状況等の把握・確認については、用務内容、訪問先、宿泊先、面談者等が確認できる報告書等の提出を求め、重複受給がないかなども含め、用務の目的や受給額の適切性を確認し、必要に応じて照会や出張の事実確認を行うこと。</li> </ul> <p>第5節 情報発信・共有化の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 競争的資金等の使用に関するルール等について、機関内外からの相談を受け付ける窓口を設置すること。</li> <li>○ 競争的資金等の不正への取組に関する機関の方針等を外部に公表すること。</li> </ul> <p>第6節 モニタリングの在り方</p> <p><b>【内部監査部門について】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 内部監査部門を設置すること。</li> <li>○ 内部監査部門を最高管理責任者の直轄的な組織として位置付け、必要な権限を付与するための内部規程等を整備すること。</li> </ul> <p><b>【監査手順を示したマニュアルについて】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 監査手順を示したマニュアルを作成し、随時更新しながら関係者間で活用することにより、監査の質を一定に保つこと。</li> </ul> <p><b>【不正発生要因の分析、監査計画の立案について】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 内部監査部門は、ガイドライン第3節（1）「実施上の留意事項」①に示すリスクを踏まえ、機関の実態に即して不正発生要因を分析すること。</li> <li>○ 内部監査部門は、把握された不正発生要因に応じて、監査計画を立案し、随時見直し、効率化・適正化を図ること。</li> </ul> <p><b>【内部監査の実施について】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 内部監査部門は、毎年度定期的に、ルールに照らして会計書類の形式的要件等が具備されているかなどのチェックを一定数実施すること。</li> </ul> <p><b>【リスクアプローチ監査について】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 内部監査部門は、不正が発生するリスクに対して、重点的にサンプルを抽出し、抜き打ちなどを含めたリスクアプローチ監査を実施すること。</li> </ul> |

| 機関名 | 総合所見 | 主な取組事例 | 機関に付与する管理条件（改善事項）  |
|-----|------|--------|--|
|     |      |        | <p>【監事及び会計監査人との連携について】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 内部監査部門と監事及び会計監査人との連携を強化すること。</li> </ul> <p>【コンプライアンス教育における取扱いについて】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 監査報告の取りまとめ結果について、コンプライアンス教育の一環として、機関内で周知を図り、類似事例の再発防止を徹底すること。</li> </ul> |

| 機関名           | 総合所見  | 主な取組事例   | 機関に付与する管理条件（改善事項）  |
|---------------|---|--|--|
| 公益財団法人エイズ予防財団 | <p>ガイドラインにおいて機関に実施を要請する事項のうち、競争的資金等に係る事務処理手続に関するルールの明確化・統一化及びルールの周知については、いまだ実施に至っていない。</p> <p>このことから、当該事項を改善事項とし、その履行期限を平成30年5月25日とする管理条件を付与することとし、原則平成29年度内の体制整備を求める。また、平成29年度調査におけるフォローアップ調査の対象機関として、管理条件の履行状況について、モニタリングすることとする。</p> | <p>第4節 研究費の適正な運営・管理活動</p> <p><b>【物品・役務の発注業務について】</b></p> <p>○ 物品・役務の発注（調達）に関し、予算の執行状況の把握・分析結果により、予算の適正執行を促している。</p> <p><b>【換金性の高い物品の管理について】</b></p> <p>○ 換金性の高い物品については、競争的資金等で購入したことを明示するほか、金庫で保管し、毎月末に切手管理表により確認している。</p> | <p>第2節 適正な運営・管理の基盤となる環境の整備</p> <p>（1）ルールの明確化・統一化</p> <p>○ 競争的資金等の運営・管理に関わる全ての構成員にとって分かりやすいように、ルールを明確に定めること。</p> <p>○ ルールと運用の実態が乖離していないか、適切なチェック体制が保持できるか等の観点から点検し、必要に応じて見直しを行うこと。</p> <p>○ 機関として、ルールの統一を図ること。</p> <p><b>【ルールの周知について】</b></p> <p>○ ルールの全体像を体系化し、競争的資金等の運営・管理にかかわる全ての構成員に分かりやすい形で周知すること。</p> |

| 機関名       | 総合所見  | 主な取組事例   | 機関に付与する管理条件（改善事項）  |
|-----------|---|--|--|
| 国立保健医療科学院 | <p>ガイドラインにおいて機関に実施を要請する事項のうち、競争的資金等の運営・管理に関わる全ての構成員に提出を求める誓約書の記載事項、不正に係る調査の体制・手続等の規程等に定める事項等の一部については、いまだ実施に至っていない。</p> <p>このことから、当該事項を改善事項とし、その履行期限を平成30年5月25日とする管理条件を付与することとし、原則平成29年度内の体制整備を求める。また、平成29年度調査におけるフォローアップ調査の対象機関として、管理条件の履行状況について、モニタリングすることとする。</p> | <p>第4節 研究費の適正な運営・管理活動</p> <p>【予算執行状況の把握について】</p> <p>○ 競争的研究費の執行は機関経理支援システムを利用して行い、システムへの入力内容から発注段階で支出財源の特定及び予算執行の状況を把握している。</p> <p>【換金性の高い物品の管理について】</p> <p>○ 換金性の高い物品については、備品シールにより競争的資金で購入したことを明示するほか、台帳に登録して所在を明確にする等により適切に管理している。</p> <p>【研究者の出張計画の実行状況等について】</p> <p>○ 研究者は総務課人事係において出張等の手続を行い、人事係は機関経理班へその資料を紙媒体で渡している。また機関経理システムを介して研究者の入力した情報を機関経理班が確認できる体制としている。</p> | <p>第2節 適正な運営・管理の基盤となる環境の整備</p> <p>(3) 関係者の意識向上</p> <p>【競争的資金等の運営・管理に関わる全ての構成員に提出を求める誓約書等について】</p> <p>○ 競争的資金等の運営・管理に関わる全ての構成員に提出を求める誓約書等に、「規則等に違反して、不正を行った場合は、機関や配分機関の処分及び法的な責任を負担すること」の事項を盛り込むこと。</p> <p>(4) 告発等の取扱い、調査及び懲戒に関する規程の整備及び運用の透明化</p> <p>【不正に係る調査の体制・手続等の規程等に定めている事項について】</p> <p>(イ) 調査委員会の設置及び調査</p> <p>○ 「調査が必要と判断された場合は、調査委員会を設置し、調査（不正の有無及び不正の内容、関与した者及びその関与の程度、不正使用の相当額等についての調査）を実施する」ことを規程等に定めること。</p> <p>○ 「第三者の調査委員は、機関及び告発者、被告発者と直接の利害関係を有しない者でなければならない」ことを規程等に定めること。</p> <p>(エ) 認定</p> <p>○ 「調査委員会は、不正の有無及び不正の内容、関与した者及びその関与の程度、不正使用の相当額等について認定する」ことを規程等に定めること。</p> <p>(オ) 配分機関への報告及び調査への協力等</p> <p>○ 「調査の過程であっても、不正の事実が一部でも確認された場合には、速やかに認定し、配分機関に報告する」ことを規程等に定めること。</p> <p>第4節 研究費の適正な運営・管理活動</p> <p>【業者に対する処分方針について】</p> <p>○ 不正な取引に関与した業者への取引停止等の処分方針を機関として定めること。</p> <p>○ 不正な取引に関与した業者への取引停止等の処分方針について、機関の不正対策に関する方針及びルール等を含め、業者に対し、周知徹底すること。</p> |

| 機関名                  | 総合所見   | 主な取組事例  | 機関に付与する管理条件（改善事項）  |
|----------------------|--|---|--|
| 国立医薬品<br>食品衛生研<br>究所 | <p>ガイドラインにおいて機関に実施を要請する事項のうち、不正に係る調査の体制・手続等の規程等に定める事項の一部については、いまだ実施に至っていない。</p> <p>このことから、当該事項を改善事項とし、その履行期限を平成30年5月25日とする管理条件を付与することとし、原則平成29年度内の体制整備を求める。また、平成29年度調査におけるフォローアップ調査の対象機関として、管理条件の履行状況について、モニタリングすることとする。</p> | <p>第4節 研究費の適正な運営・管理活動</p> <p>【予算執行状況の検証等について】</p> <p>○ 管理部門において月次の執行状況を幹部会にて報告し計画的な執行を周知するとともに、執行状況が著しく遅い課題については、研究計画の進捗等を確認し指導を行うこととしている。</p> <p>【構成員と業者の癒着を防止するその他の対策について】</p> <p>○ 物品等の調達にあたり公平かつ競争の働く仕組みとして、一定額以上（160万円以上の財産を買い入れるときなど）の調達案件は会計法に準じた一般競争入札を実施している。また、入札以外の案件についても原則として複数社の見積もりを取得し安価な価格を提示した業者から調達を実施している。</p> <p>【物品・役務の発注業務について】</p> <p>○ 物品等の調達にあたり、公平かつ競争の働く仕組みとして、一定額以上の調達案件は会計法に準じた一般競争入札を実施している。また、入札以外の案件についても原則として複数社の見積もりを取得し安価な価格を提示した業者から調達を実施している。また、予算の執行状況の把握・分析等については、幹部会で執行状況の報告と計画的な適正執行などの注意喚起を行い、内部監査においても監査事項の一つとしている。</p> <p>第6節 モニタリングの在り方</p> <p>【リスクアプローチ監査について】</p> <p>○ 内部監査の実施に当たっては、リスクアプローチ監査の観点から、補助金交付額の多寡及び過去の監査対象有無を加味した上で、リスク要因が高くなる支出科目である備品費、旅費、謝金の支出実績を有する研究課題を優先的に監査対象としている。更に、これら支出実績の有する課題を対象に現地調査を行い、購入備品の現物確認、旅費執行の実態確認（出勤簿との照合、出張目的の確認等）、謝金の支出実績確認等を実施している。</p> | <p>第2節 適正な運営・管理の基盤となる環境の整備</p> <p>（4）告発等の取扱い、調査及び懲戒に関する規程の整備及び運用の透明化</p> <p>【不正に係る調査の体制・手続等の規程等に定めている事項について】</p> <p>（イ）調査委員会の設置及び調査</p> <p>○ 「調査委員会は、公正かつ透明性の確保の観点から、当該機関に属さない第三者（弁護士、公認会計士等）の調査委員を含む」ことを規程等に定めること。</p> <p>○ 「第三者の調査委員は、機関及び告発者、被告発者と直接の利害関係を有しない者でなければならない」ことを規程等に定めること。</p> <p>（エ）認定</p> <p>○ 「調査委員会の役割には、不正の有無及び不正の内容、関与した者及びその関与の程度、不正使用の相当額等についての調査結果の認定も含まれる」ことを規程等に定めること。</p> |

| 機関名                  | 総合所見  | 主な取組事例  | 機関に付与する管理条件（改善事項） |
|----------------------|---|---|-------------------|
| 国立研究開発法人国立循環器病研究センター | <p>ガイドラインを踏まえた公的研究費の管理・監査体制の整備が進展し、コンプライアンス教育の受講管理及び理解度把握、予算執行状況の検証及び物品・役務の発注業務など所要の対策が着実に実施されている。</p> <p>本調査結果において、体制整備・運用に係る改善事項が特になくことから、管理条件の付与を行わず、フォローアップ調査の対象機関としないこととする。</p> <p>今後も引き続き、公的研究費の管理・監査体制について一層の整備を進めるとともに、その運用実態・効果等を点検・評価し、所要の見直しを行いつつ、更なる改善を図っていくことが求められる。</p> | <p>第2節 適正な運営・管理の基盤となる環境の整備<br/>（3）関係者の意識向上<br/>【コンプライアンス教育の受講管理及び理解度把握について】<br/>○ 最低でも年1回は、研修会を実施し、受講状況を確認した上で、欠席者には院内eラーニングの活用している。<br/>特に院内eラーニングにおいては、一定のレベルに達しないと修了できない仕組みになっている。</p> <p>第4節 研究費の適正な運営・管理活動<br/>【予算執行状況の検証等について】<br/>○ 各課題毎の執行状況を事務側だけでなく、研究者本人においてもタイムリーに予算執行が把握することができる状態としており、予算執行が遅れている課題については、各研究者に随時連絡を取りながら進捗確認を行っている。さらに、研究費を管理するシステムとイントラネットを連携させており、システムの情報を日付が変わる時点でイントラネットに取り込み、イントラネット上で研究者・研究補助者等その課題の閲覧権限を付与されているものが確認出来る状況にしている。</p> <p>【物品・役務の発注業務について】<br/>○ 各課題毎の執行状況を事務側だけでなく、研究者本人においてもタイムリーに把握することができる状態にあり<br/>かつ、取引が多い業者をピックアップしながら、内部監査を中心に分析・精査している。</p> <p>第6節 モニタリングの在り方<br/>【リスクアプローチ監査について】<br/>【リスクアプローチ監査の具体的な方法について】<br/>○ 該当する研究費から無作為に抽出した概ね10%について、通常監査を行い、通常監査を行う研究費の概ね10%についてヒアリング等に基づく事実関係の厳密な確認を行う特別監査を毎年度定期的実施している。</p> <p>○ 特別監査において以下のような取組を実施している。<br/>・備品等について、納品伝票と納品後の物品等の現物確認を行う。<br/>・特定の業者に発注が偏っている、年度末に特定の業者への発注が増加している、同じ物品を多数購入している等預け金の疑いがある研究課題がないか帳簿と納品書を突合している。</p> <p>【コンプライアンス教育における取扱いについて】</p> | <p>特になし。</p>      |

| 機関名 | 総合所見 | 主な取組事例  | 機関に付与する管理条件（改善事項） |
|-----|------|---|-------------------|
|     |      | <p>○ 内部監査の結果についてはフォローアップを行い、改善状況を部課長会議等で報告し、併せて理事長、理事、監事にも説明を行っている。</p> <p>また、研究費不正使用にかかる事例案については研究者、事務担当者を対象とした研修会で周知している。</p> |                   |

| 機関名                  | 総合所見  | 主な取組事例  | 機関に付与する管理条件（改善事項）   |
|----------------------|---|---|---|
| 国立研究開発法人国立国際医療研究センター | <p>ガイドラインにおいて機関に実施を要請する事項のうち、競争的資金等の運営・管理に関わる全ての構成員に提出を求める誓約書、業者に対する処分方針等の一部について、いまだ実施に至っていない。</p> <p>このことから、当該事項を改善事項とし、その履行期限を平成30年5月25日とする管理条件を付与することとし、原則平成29年度内の体制整備を求める。また、平成29年度調査におけるフォローアップ調査の対象機関として、管理条件の履行状況について、モニタリングすることとする。</p> | <p>第4節 研究費の適正な運営・管理活動</p> <p>【予算執行状況の検証等について】</p> <p>○ 契約係において毎月収支簿を研究者に通知しており、残高について把握している。</p> <p>【特殊な役務に関する検収について】</p> <p>○ 成果物があるものについては、事前に契約書や仕様書に業務完了時に提供して貰う成果物を登録しており、それが納品されたら検収印を押している。</p> <p>○ 成果物がないものについては、業者から提出された業務完了報告書等を研究者に確認して貰い、問題が無ければ、検収印を押している。</p> <p>第6節 モニタリングの在り方</p> <p>【リスクアプローチ監査の具体的な方法について】</p> <p>○ 各研究者が証拠書類として保管している納品書の一部を抽出し、監査室が納入業者から取り寄せた納品書控、帳簿の一部等の写しと件数、金額について突合を行う等の監査を実施した。</p> <p>○ 外部資金による研究費で購入した備品の納品について、抜き打ちで一部納品を無作為に抽出して、一次（研究所事務）及び二次検収（各研究部・プロジェクト）が適切に行われているか監査において確認した。</p> | <p>第2節 適正な運営・管理の基盤となる環境の整備</p> <p>（3）関係者の意識向上</p> <p>【競争的資金等の運営・管理に関わる全ての構成員に提出を求める誓約書等について】</p> <p>○ 一部の資金制度のみでなく、すべての競争的資金等の運営・管理に関わる全ての構成員に対し、誓約書等の提出を求めること。</p> <p>○ 一部の資金制度のみでなく、すべての競争的資金等の運営・管理に関わる全ての構成員に提出を求める誓約書等に、以下の（ア）から（ウ）までの各事項を盛り込むこと。</p> <p>（ア）機関の規則等を遵守すること</p> <p>（イ）不正を行わないこと</p> <p>（ウ）規則等に違反して、不正を行った場合は、機関や配分機関の処分及び法的な責任を負担すること</p> <p>第4節 研究費の適正な運営・管理活動</p> <p>【業者に対する処分方針について】</p> <p>○ 不正な取引に関与した業者への取引停止等の処分方針について、機関の不正対策に関する方針及びルール等を含め、業者に対し、周知徹底すること。</p> <p>第5節 情報発信・共有化の推進</p> <p>○ 競争的資金等の使用に関するルール等について、機関内外からの相談を受け付ける窓口を設置すること。</p> <p>○ 競争的資金等の不正への取組に関する機関の方針等を外部に公表すること。</p> |

## 平成 28 年度履行状況調査結果（平成 27 年度フォローアップ調査結果）一覧

| 機関名                | 総合所見  | 機関に付与した管理条件（改善事項）  | 管理条件（改善事項）に係る実施状況  |
|--------------------|---|--|--|
| 国立障害者リハビリテーションセンター | <p>平成 27 年度履行状況調査結果において付された管理条件（改善事項）について、履行期限内に着実に履行されていると判断し、付与した管理条件を解除し、フォローアップ調査を終了する。</p> <p>今後も、引き続き、公的研究費の管理・監査体制について一層の整備を進めるとともに、その運用実態・効果等を点検・評価し、所要の見直しを行いつつ、更なる改善を図っていくことが求められる。</p> | <p>第 1 節 機関内の責任体系の明確化</p> <p>○ ガイドライン等を踏まえ、機関内の責任体系の明確化を図ること。</p> <p>第 2 節 適正な運営・管理の基盤となる環境の整備</p> <p>（3）関係者の意識向上</p> <p>【行動規範の策定について】</p> <p>○ 競争的資金等の運営・管理に関わる全ての構成員に対する行動規範を策定すること。</p> <p>（4）告発等の取扱い、調査及び懲戒に関する規程の整備及び運用の透明化</p> <p>○ ガイドライン等を踏まえ、告発等の取扱い、調査及び懲戒に関する規程の整備及び運用の透明化を図ること。</p> <p>第 3 節 不正を発生させる要因の把握と不正防止計画の策定・実施</p> <p>○ ガイドライン等を踏まえ、不正を発生させる要因の把握と不正防止計画の策定・実施を行うこと。</p> <p>第 4 節 研究費の適正な運営・管理活動</p> <p>【業者に対する処分方針について】</p> <p>○ 不正な取引に関与した業者への取引停止等の処分方針を機関として定め、機関の不正対策に関する方針及びルール等を含め、業者に対し、周知徹底すること。</p> | <p>第 1 節 機関内の責任体系の明確化</p> <p>○ 平成 28 年 2 月 18 日付けで、「国立障害者リハビリテーションセンターにおける研究費に関する管理・監査規程」を制定・公表し、第 4 条、第 5 条、第 6 条、第 7 条及び第 8 条において、機関内の責任体系の明確化を図っている。</p> <p>第 2 節 適正な運営・管理の基盤となる環境の整備</p> <p>（3）関係者の意識向上</p> <p>【行動規範の策定について】</p> <p>○ 平成 28 年 3 月 30 日付けで、「国立障害者リハビリテーションセンターにおける公的研究費等の適正使用に関する行動規範」を制定・公表している。</p> <p>（4）告発等の取扱い、調査及び懲戒に関する規程の整備及び運用の透明化</p> <p>○ 平成 28 年 2 月 18 日付けで、「国立障害者リハビリテーションセンター研究活動不正行為対応規程」を制定・公表し、第 9 条、第 11 条、第 12 条、第 13 条、第 15 条及び第 18 条において、告発等の取扱い、調査及び懲戒に関する規程の整備及び運用の透明化を図っている。</p> <p>第 3 節 不正を発生させる要因の把握と不正防止計画の策定・実施</p> <p>○ 平成 28 年 3 月 30 日付けで、「国立障害者リハビリテーションセンターにおける公的研究費等の不正使用防止計画」を制定・公表している。</p> <p>第 4 節 研究費の適正な運営・管理活動</p> <p>【業者に対する処分方針について】</p> <p>○ 平成 28 年 2 月 18 日付けで、「国立障害者リハビリテーションセンターにおける研究費に関する管理・監査規程」を制定・公表し、第 17 条において、取引業者に対して研究費の適正な運営に関するルール等について、センターHPへの掲載や研究所玄関ロビー等への掲示により積極的に周知</p> |

| 機関名 | 総合所見 | 機関に付与した管理条件（改善事項）  | 管理条件（改善事項）に係る実施状況   |
|-----|------|--|---|
|     |      | <p><b>【業者に提出を求める誓約書等について】</b></p> <p>○ 業者に提出を求める誓約書等について内容を検討し、一定の取引実績（回数、金額等）や機関におけるリスク要因・実効性等を考慮した上で誓約書等の提出を求めること。</p> <p><b>【特殊な役務に関する検収について】</b></p> <p>○ 特殊な役務（データベース・プログラム・デジタルコンテンツ開発・作成、機器の保守・点検など）に関する検収について、実効性のある明確なルールを定めた上で運用すること。</p> <p>第5節 情報発信・共有化の推進</p> <p>○ 競争的資金等の不正への取組に関する機関の方針等を外部に公表すること。</p> <p>第6節 モニタリングの在り方</p> <p><b>【内部監査部門について】</b></p> <p>○ 内部監査部門を最高管理責任者の直轄的な組織として位置付け、必要な権限を付与するための内部規程等を整備すること。</p> <p><b>【監査手順を示したマニュアルについて】</b></p> <p>○ 監査手順を示したマニュアルを作成し、随時更新しながら関係者間で活用することにより、監査の質を一定に保つこと。</p> <p><b>【不正発生要因の分析、監査計画の立案について】</b></p> <p>○ 内部監査部門は、ガイドライン第3節（1）「実施上の留意事項」①に示すリスクを踏まえ、機関の実態に即して不正発生要因を分析し、把握された不正発生要因に応じて、監査計画を立案し、随時見直し、効率化・適正化を図ること。</p> | <p>することとしている。</p> <p><b>【業者に提出を求める誓約書等について】</b></p> <p>○ 平成28年2月18日付けで、「国立障害者リハビリテーションセンターにおける研究費に関する管理・監査規程」を制定・公表し、第17条において、誓約書の提出を求めている。</p> <p><b>【特殊な役務に関する検収について】</b></p> <p>○ 国で定めた物品管理法に準拠している。平成28年度は検収担当者を増員配置し検収対応の強化を図っている。特殊な役務（データベースの開発等）については、研究者及び事務職員が同席の上、仕様書に基づいた動作確認を行い検収している。</p> <p>第5節 情報発信・共有化の推進</p> <p>○ 平成28年3月30日付けで、「国立障害者リハビリテーションセンターにおける公的研究費等の不正防止対策に関する基本方針」を制定・公表している。</p> <p>第6節 モニタリングの在り方</p> <p><b>【内部監査部門について】</b></p> <p>○ 平成28年2月18日付けで「国立障害者リハビリテーションセンターにおける研究費に課する管理・監査規程」を制定・公表し、第16条において、最高管理責任者の直轄として内部監査チームを設置することとしている。</p> <p><b>【監査手順を示したマニュアルについて】</b></p> <p>○ 平成28年3月30日付けで、内部監査等実施マニュアルを策定し、関係者間で活用している。</p> <p><b>【不正発生要因の分析、監査計画の立案について】</b></p> <p>○ 平成28年3月30日付けで、「国立障害者リハビリテーションセンターにおける公的研究費等の不正使用防止計画」を制定・公表し、ここでの不正発生要因に着目した監査を実施している。</p> |

| 機関名                    | 総合所見  | 機関に付与した管理条件（改善事項）   | 管理条件（改善事項）に係る実施状況   |
|------------------------|---|---|---|
| 国立社会<br>保障・人口問<br>題研究所 | <p>平成27年度履行状況調査結果において付された管理条件（改善事項）について、履行期限内に着実に履行されていると判断し、付与した管理条件を解除し、フォローアップ調査を終了する。</p> <p>今後も、引き続き、公的研究費の管理・監査体制について一層の整備を進めるとともに、その運用実態・効果等を点検・評価し、所要の見直しを行いつつ、更なる改善を図っていくことが求められる。</p> | <p>第1節 機関内の責任体系の明確化</p> <p>【コンプライアンス推進責任者について】</p> <p>○ コンプライアンス推進責任者の役割、責任の所在・範囲と権限を定めた内部規程等を整備等し、コンプライアンス推進責任者による管理体制を構築すること。</p> <p>第2節 適正な運営・管理の基盤となる環境の整備</p> <p>（3）関係者の意識向上</p> <p>【コンプライアンス教育の実施について】</p> <p>○ 競争的資金等の運営・管理に関わる全ての構成員を対象に、コンプライアンス教育を実施するとともに、受講者の受講状況及び理解度について把握すること。</p> <p>【競争的資金等の運営・管理に関わる全ての構成員に提出を求める誓約書等について】</p> <p>○ 誓約書等の内容を検討し、競争的資金等の運営・管理に関わる全ての構成員に対し、提出を求めること。</p> <p>【行動規範の策定について】</p> <p>○ 競争的資金等の運営・管理に関わる全ての構成員に対する行動規範を策定すること。</p> <p>（4）告発等の取扱い、調査及び懲戒に関する規程の整備及び運用の透明化</p> <p>【不正に係る調査の体制・手続等の規程等に定めている事項について】</p> <p>○ 不正に係る調査の体制・手続等の規程等の見直しを行い、ガイドラインが求める内容を反映させること。</p> | <p>第1節 機関内の責任体系の明確化</p> <p>【コンプライアンス推進責任者について】</p> <p>○ 平成29年2月21日付けで「国立社会保障・人口問題研究所公的研究費の取扱いに関する規程」を改正し、コンプライアンス推進責任者の役割、責任の所在・範囲と権限を定め、コンプライアンス推進責任者による管理体制を構築したところである。</p> <p>第2節 適正な運営・管理の基盤となる環境の整備</p> <p>（3）関係者の意識向上</p> <p>【コンプライアンス教育の実施について】</p> <p>○ 平成27年度より全職員を対象にeランニングによるコンプライアンス教育を実施しているところである。eランニングについては修了証書が発行されるまで複数回受講することを求めるとともに、受講修了しなかったものについては公的研究費への応募を認めないこととしているところである。</p> <p>なお、平成27年度についてはCITTIのeランニング、平成28年度について日本学術振興会のeランニングの受講を求めているところである。</p> <p>【競争的資金等の運営・管理に関わる全ての構成員に提出を求める誓約書等について】</p> <p>○ 平成29年2月21日付けで「国立社会保障・人口問題研究所公的研究費の取扱いに関する規程」を改正し、規程第3条において「職員等は、公的研究費の運営・管理において、当所の規則等を遵守すること、不正を行わないこと、規則等に違反して不正を行った場合は当所や配分機関の処分及び法的な責任を負担することなどを盛り込んだ誓約書等を提出すること。」と定め、全職員に対し誓約書の提出を求めたところである。</p> <p>【行動規範の策定について】</p> <p>○ 平成29年2月21日付けで最高管理責任者名で「国立社会保障・人口問題研究所における公的研究費等の運営・管理に関する行動規範」を策定したところである。</p> <p>（4）告発等の取扱い、調査及び懲戒に関する規程の整備及び運用の透明化</p> <p>【不正に係る調査の体制・手続等の規程等に定めている事項について】</p> <p>○ 平成29年2月21日付けで「国立社会保障・人口問題研究所公的研究費の取扱いに関する規程」を改正し、告発等の取扱い、検証委員会の設</p> |

| 機関名 | 総合所見 | 機関に付与した管理条件（改善事項）  | 管理条件（改善事項）に係る実施状況  |
|-----|------|--|--|
|     |      | <p>第3節 不正を発生させる要因の把握と不正防止計画の策定・実施<br/> (1) 不正を発生させる要因の把握と不正防止計画の策定<br/> ○ 不正防止計画は、優先的に取り組むべき事項を中心に、明確なものとするとともに、モニタリングの結果やリスクが顕在化したケースの状況等を活用し、定期的に見直しを行うこと。</p> <p>第4節 研究費の適正な運営・管理活動<br/> 【業者に対する処分方針について】<br/> ○ 不正な取引に関与した業者への取引停止等の処分方針を機関として定め、機関の不正対策に関する方針及びルール等を含め、業者に対し、周知徹底すること。</p> <p>【業者に提出を求める誓約書等について】<br/> ○ 業者に提出を求める誓約書等について内容を検討し、一定の取引実績（回数、金額等）や機関におけるリスク要因・実効性等を考慮した上で誓約書等の提出を求めること。</p> <p>第6節 モニタリングの在り方<br/> 【不正発生要因の分析、監査計画の立案について】<br/> ○ 内部監査部門は、ガイドライン第3節（1）「実施上の留意事項」①に示すリスクを踏まえ、機関の実態に即して不正発生要因を分析し、把握された不正発生要因に応じて、監査計画を立案し、随時見直し、効率化・適正化を図ること。</p> | <p>置及び調査、調査中における研究費等の一時的執行停止、配分機関への報告及び調査への協力、調査結果の公表及び不正が認定された場合の対応・措置について規定の策定を行ったところである。</p> <p>第3節 不正を発生させる要因の把握と不正防止計画の策定・実施<br/> (1) 不正を発生させる要因の把握と不正防止計画の策定<br/> ○ 平成28年度の内部監査、本省会計課の会計監査及び会計検査院の実地検査において不正等の指摘を受けなかったことから、平成21年10月14日所長伺い定めである「国立社会保障・人口問題研究所公的研究費に係る不正防止計画」の見直しは行っていないが、引き続き所内部長会や研究計画委員会等において不正防止計画の周知徹底を図ったところである。なお、今後、不正を発生させる要因等が発覚した場合は直ちに見直しを行うこととする。</p> <p>第4節 研究費の適正な運営・管理活動<br/> 【業者に対する処分方針について】<br/> ○ 平成29年2月21日付けで「国立社会保障・人口問題研究所公的研究費の取扱いに関する規程」を改正し、不正な取引を行った業者に対する措置等については、厚生労働省の取扱いに準ずるものとし、弊所HPに掲載しているところである。<br/> なお、厚生労働省において不正な取引等を行った取引業者に対する措置として厚生労働省大臣官房会計課長通知「工事請負契約に係る指名停止等の措置要領について」の別添「工事請負契約指名停止等措置要領」を定めておりこの要領を準用しているところである。”</p> <p>【業者に提出を求める誓約書等について】<br/> ○ 平成29年2月21日付けで取引業者に対し、「公的研究費の取扱いに係る誓約書の提出について（依頼）」を发出するとともに弊所HPにも掲載しているところである。</p> <p>第6節 モニタリングの在り方<br/> 【不正発生要因の分析、監査計画の立案について】<br/> ○ 平成28年度については、監査計画に基づき5月及び1月に内部監査を行った。他機関において物品の亡失について会計検査院から指摘を受けたことから物品の亡失がないかすべての物品を目視で確認、予算執行に特定の時期に偏りがいないか、未払金の有無、検収が適正に行われているか、アルバイトの勤務状況の確認を行ったところである。</p> |

| 機関名 | 総合所見 | 機関に付与した管理条件（改善事項）   | 管理条件（改善事項）に係る実施状況   |
|-----|------|---|---|
|     |      | <p><b>【リスクアプローチ監査について】</b></p> <p>○ 内部監査部門は、不正が発生するリスクに対して、重点的にサンプルを抽出し、抜き打ちなどを含めたリスクアプローチ監査を実施している。</p> <p><b>【コンプライアンス教育における取扱いについて】</b></p> <p>○ 監査報告の取りまとめ結果について、コンプライアンス教育の一環として、機関内で周知を図り、類似事例の再発防止を徹底すること。</p> | <p><b>【リスクアプローチ監査について】</b></p> <p>○ 平成28年度より毎月1回を目処に非常勤職員の雇用が適正に行われているかどうか総務課職員が抜き打ちで確認を行うなど公的研究費が適正に執行されているか確認しているところである。</p> <p><b>【コンプライアンス教育における取扱いについて】</b></p> <p>○ 平成28年度の内部監査、本省会計課の会計監査及び会計検査院の実地検査において特段の指摘もなかったことから所内の部長会や研究計画委員会等において公的研究費の適正な管理・運営、物品管理の適切な処理について引き続き周知徹底を図ったところである。</p> |

| 機関名      | 総合所見  | 機関に付与した管理条件（改善事項）  | 管理条件（改善事項）に係る実施状況  |
|----------|---|--|--|
| 国立感染症研究所 | <p>平成27年度履行状況調査結果において付された管理条件（改善事項）について、履行期限内に着実に履行されていると判断し、付与した管理条件を解除し、フォローアップ調査を終了する。</p> <p>今後も、引き続き、公的研究費の管理・監査体制について一層の整備を進めるとともに、その運用実態・効果等を点検・評価し、所要の見直しを行いつつ、更なる改善を図っていくことが求められる。</p> | <p>第4節 研究費の適正な運営・管理活動</p> <p>【業者に対する処分方針について】</p> <p>○ 不正な取引に関与した業者への取引停止等の処分方針を機関として定め、機関の不正対策に関する方針及びルール等を含め、業者に対し、周知徹底すること。</p> <p>【業者に提出を求める誓約書等について】</p> <p>○ 業者に提出を求める誓約書等について内容を検討し、一定の取引実績（回数、金額等）や機関におけるリスク要因・実効性等を考慮した上で誓約書等の提出を求めること。</p> <p>【特殊な役務に関する検収について】</p> <p>○ 特殊な役務（データベース・プログラム・デジタルコンテンツ開発・作成、機器の保守・点検など）に関する検収について、実効性のある明確なルールを定めた上で運用すること。</p> | <p>第4節 研究費の適正な運営・管理活動</p> <p>【業者に対する処分方針について】</p> <p>○ 「国立感染症研究所における物品購入等に係る取引停止等の取扱要領」（平成28年4月1日制定）により、物品購入等において不正な取引に加担等を行った業者に対しては、取引停止を行う旨、当所 HP への掲載及び業者対応カウンターでの掲示により周知を図っている。</p> <p>【業者に提出を求める誓約書等について】</p> <p>○ 平成28年4月1日付「競争的研究資金の取引に係る誓約書の提出について（協力依頼）」を発出し、当所 HP への掲載及び業者対応カウンターでの掲示により周知を図り、リスク要因・実効性を考慮し、公的機関、対象になじまない業種等を除き1件150万円以上、又は年間10件以上の契約が見込まれる業者に対し、平成28年4月1日以降の初回取引時において、誓約書の提出を求めている。</p> <p>【特殊な役務に関する検収について】</p> <p>○ 「国立感染症研究所における競争的研究資金等に係る経理事務の取扱要領」において、特殊な役務（データベース・プログラム・デジタルコンテンツ開発・作成、機器の保守・点検）については、専門的知識を有する者の立ち会いの下、業者が作成した作業完了報告書等により、検収担当部署が作業完了の確認を行うこととしている。</p> |

| 機関名                   | 総合所見  | 機関に付与した管理条件（改善事項）   | 管理条件（改善事項）に係る実施状況  |
|-----------------------|---|---|--|
| 国立研究開発法人医薬基盤・健康・栄養研究所 | <p>平成27年度履行状況調査結果において付された管理条件（改善事項）について、履行期限内に着実に履行されていると判断し、付与した管理条件を解除し、フォローアップ調査を終了する。</p> <p>今後も、引き続き、公的研究費の管理・監査体制について一層の整備を進めるとともに、その運用実態・効果等を点検・評価し、所要の見直しを行いつつ、更なる改善を図っていくことが求められる。</p> | <p>第2節 適正な運営・管理の基盤となる環境の整備<br/>（3）関係者の意識向上<br/>【コンプライアンス教育の受講管理及び理解度把握について】<br/>○ コンプライアンス教育の受講者の受講状況及び理解度について把握すること。</p> <p>【競争的資金等の運営・管理に関わる全ての構成員に提出を求める誓約書等について】<br/>○ 誓約書等の内容を検討し、競争的資金等の運営・管理に関わる全ての構成員に対し、提出を求めること。</p> <p>（4）告発等の取扱い、調査及び懲戒に関する規程の整備及び運用の透明化<br/>【不正に係る調査の体制・手続等の規程等に定めている事項について】<br/>○ 不正に係る調査の体制・手続等の規程等の見直しを行い、告発等の取扱い並びに配分機関への報告及び調査への協力等の内容を反映させること。</p> <p>第4節 研究費の適正な運営・管理活動<br/>【業者に対する処分方針について】<br/>○ 不正な取引に関与した業者への取引停止等の処分方針を定め、機関の不正対策に関する方針及びルール等を含め、業者に対し、周知徹底すること。</p> | <p>第2節 適正な運営・管理の基盤となる環境の整備<br/>（3）関係者の意識向上<br/>【コンプライアンス教育の受講管理及び理解度把握について】<br/>○ コンプライアンス研修については、これまでに例年3月に実施しているものであるが、4月に着任した者については、新任者研修において、コンプライアンスの講座を受講することにより、新任者を含めた全ての競争的資金等の運営・管理に課関わる構成員が受講する体制を整備している。受講後、受講者に対し内容に関するアンケートを実施している。<br/>今年度についてもコンプライアンス研修を3月に実施することとしており、受講者した者の氏名を記録するとともに、研修内にテスト等理解度を受講者自らが把握できる内容を取り入れることとしている。</p> <p>【競争的資金等の運営・管理に関わる全ての構成員に提出を求める誓約書等について】<br/>○ 公的研究費運営・管理規程を改定し、競争的資金等の運営・管理に関わる全ての構成員が誓約書を提出することを規程に定めた。</p> <p>（4）告発等の取扱い、調査及び懲戒に関する規程の整備及び運用の透明化<br/>【不正に係る調査の体制・手続等の規程等に定めている事項について】<br/>○ 公的研究費運営・管理規程及び公的研究費調査委員会設置運営細則を改定し、研究費不正に係る調査の体制、手続・方法等について規程等に明記するとともに、告発等の取扱い、配分機関への報告及び調査への協力等についても規程等に盛り込んだ。</p> <p>第4節 研究費の適正な運営・管理活動<br/>【業者に対する処分方針について】<br/>○ 不正取引業者処分方針を定め、研究所のホームページに掲載し、周知している。</p> |